

七世紀の屋代木簡

傳 田 伊 史

はじめに

屋代木簡は、上信越自動車道の建設にともなう発掘調査によって、一九九四年、屋代遺跡群⑥区とよばれる調査区の溝から、祭祀などに用いられた大量の木製品に混じって出土した。これらの木簡については一九九六年に刊行された報告書に既にまとめられているが⁽¹⁾、屋代木簡報告書以後にも遺跡から取り上げた木製品の中から新たに数点の木簡が確認され、また屋代木簡報告書に掲載された木簡についても再調査の結果、何点かについては釈文等の再検討を必要とするものがあることが判明した。

本稿では、屋代木簡報告書およびそれ以後の調査の成果を取り入れつつ、七世紀後半の屋代木簡と、それらと出土した層位や内容の点で密接なつながりのある八世紀初頭の屋代木簡を中心に整理、検討していくことにする⁽²⁾。

一 屋代木簡の出土状況

屋代木簡が出土した溝は、西から東に水が緩やかに流れる湿地のような自然流路および自然流路南側の崖に掘削された湧水溝である。木簡が出土した溝やその北側の水田は、千曲川の洪水のたびに大量の砂によって覆われたため、水田跡と木簡を含む溝の土層は洪水の際に堆積した砂層により、いわばバックされた状態となっていた。

このため木簡が出土した溝の土層は、北側の同時期の水田跡に対応させて、現代の地表面に近いほうから順に、第二水田対応層、第三水田対応層、第四水田対応層、第五水田対応層とよんでいる。

各土層の土器等の遺物の特徴や、木簡に記された年紀から、これらの水田対応層が形成されたのは、第二水田対応層が九世紀中頃、第三水田対応層が八世紀前半、第四水田対応層が八世紀初頭前後、第五水田対応層が七世紀後半から八世紀初頭と考えられる。木簡は、ほぼその木簡が出土した土層がそれぞれ形成された時期に溝に棄て

られたとみることができ、通常の場合、廃棄後に洪水砂層を越えて他の水田対応層に移動することはないと考えられる。

このような出土状況からみた屋代木簡の木簡群としての特徴は、木簡の出土を洪水砂などを基準として層位的に分析し、その層位に含まれる土器などの伴出遺物や木簡自体の年紀によって、木簡が廃棄された時期の前後関係を比較的細かくとらえることができた点、その時系列的な前後関係に基づいて、七世紀後半から八世紀前半にかけて断続的に廃棄された木簡群の総体の変遷を、定点的にとらえることができる点にあるといえる。

二 屋代木簡の形態と内容による分類の特徴

次に、屋代木簡の形態と内容による分類の時期的な特徴についてみていくことにしたい。まず木簡の樹種であるが、屋代木簡報告書に釈文が掲載されている一二六点の木簡については切片による鑑定が行われている。その結果、三四号の一点のみがスギ、三七・四二・四六・七六・八二・一一一・一一三号の七点がモミ属、残る一八点はヒノキ属であった。したがって出土層位、時期に関わらず屋代木簡の大部分はヒノキ属の板を利用していたということになる。現在の長野県北部地域ではヒノキ属の植生は少ないが、屋代遺跡群や石川条里遺跡など当地域近辺の遺跡から出土する針葉樹の木製品

の大多数はヒノキ属のサワラである。したがって、ヒノキ属の板と鑑定された屋代木簡もサワラを利用したものが大多数である可能性が高いと考えられる。

次に木簡の形態であるが、廃棄されたものがほとんどであるため、人為的な切り折りのあるものを含めて木簡の多くには破損・腐蝕がみられる。これらの形態を型式ごとに分類し時期別にまとめたものが表1である。ここで注目されるのは、第五および第四水田対応層から出土した七世紀後半から八世紀初頭の木簡には○三*型式、○五*型式のものはほとんどみられないのに対して、それより新しい第三水田対応層から出土した郡郷里制下の木簡には○三*型式、○五*型式のものが一八点みられることである。

このことは表2の内容を含めた分類で、七世紀後半から八世紀初頭の木簡がほぼ文書木簡であるのに対して、郡郷里制下（第三水田対応層出土）の木簡では付札木簡の割合が高くなることと対応している。

また、表3にみるように廃棄の場所は全体として湧水溝が中心で、自然流路への廃棄は比較的少ないが、廃棄の仕方は七世紀代は木簡が単体として廃棄される例が多いのに対し、八世紀以降は木屑など他の廃棄物とともに棄てられるものが増加する傾向がみられる。

表 1

出土層位	時 期	木簡番号	総点数	011	015	019	021	022	031	032	033	039	051	059	061	065	081	091
第五水田 対応層	7 世紀第 4 四半期	1～9	9	1		4							1		1		2	
第四水田 対応層	8 世紀初頭前後	10～14	5	1													4	
	郡里制下	15～45	31	3		8								2	4	2	11	1
第三水田 対応層	郡郷里制下	46～121	76	2		22				2		4	8	4	2	8	22	1
第二水田 対応層	9 世紀中頃	122～126	5	1		2									2			

表 2

出土層位	時 期	木簡番号	総点数	分類可 能点数	文書木簡			付札 木簡	文書か 付札か 不明	習書	祭祀	転用
					文書簡	記録簡	文書 or 記録					
第五水田 対応層	7 世紀第 4 四半期	1～9	9	5		1	1		1	1	1	
第四水田 対応層	8 世紀初頭 前後	10～14	5	5	1	3			1			
	郡里制下	15～45	31	20	7			1	7	5(重複3)	3	2(重複2)
第三水田 対応層	郡郷里制下	46～121	76	53	6	6	5	25	4	5(重複5)	1	9(重複3)
第二水田 対応層	9 世紀中頃	122～126	5	2							2	
	計		126	85	14	10	6	26	13	3	7	6

表 3

出土層位	時 期	木簡番号	A	B	C	D	E	F
第五水田 対応層	7 世紀第 4 四半期	1～9	2			1		1
第四水田 対応層	8 世紀初頭前後	10～14		2				
	郡里制下	15～45	2		5	1		3
第三水田 対応層	郡郷里制下	46～121		7	21	1	4	
第二水田 対応層	9 世紀中頃	122～126				2		

積文、形状、出土地点、出土層位が不明なものは除く

A：湧水溝に廃棄され木屑層以外で出土

B：湧水溝に他の廃棄物とともに捨てられ木屑層から出土

C：湧水溝に廃棄された木屑とともに自然流路に流出

D：自然流路に直接廃棄

E：橋から自然流路に廃棄

F：祭祀具の一部として廃棄
ブロックから出土

以上の点から、第三―第五水田対応層の屋代木簡を、大きく七世紀後半から八世紀初頭のもの、郡郷里制下のものの二つの時期に分けてそれぞれの特徴をまとめると、前者の時期は、木簡はほぼ文書木簡で、それぞれ単体で廃棄される場合が多く、また後者の時期には〇三*型式、〇五*型式など付札木簡が増加し、木屑などとともに一括廃棄される場合が多くなるといえることができる⁽³⁾。

このように八世紀初頭以前と郡郷里制下という二つの時期の間で、出土した木簡に特徴的な変化がみられることについては、以下のようなく通利かの解釈が可能であると思われる。

第一は屋代遺跡群⑥区の近辺に存在したと推定される木簡が機能した場の性格の変化である。例えば郡郷里制下になって屋代遺跡群⑥区の近辺に物資の集積所のようなものが存在するようになったなどの場合である。

第二は当地域における木簡の廃棄の仕方の変化である。例えば屋代遺跡群⑥区の第三水田対応層では祭祀具の廃棄ブロックから出土する木簡がみられなくなるが、このように、屋代遺跡群⑥区の溝での木簡の廃棄が八世紀にはいわば単なるゴミ捨て的な行為として行われるようになり、文書木簡に比べて、転用したり、特別な廃棄法をとるようなことが少ない付札などが、木屑などとともに一括して棄てられるようになったというような場合である。

第三は木簡の機能を取りまく政治的もしくは制度的な状況の変化

である。例えば郡郷里制下になって物資等の貢進制度の実務的な変化あるいは個別人身賦課制の浸透などによって、貢進地においても大量の付札が用いられるようになったというような場合である。

この内、第一の場合については、木簡が機能した場の遺構または遺物が近辺の地域において検出されていないために、現時点では具体的に検証を進めることができない。

また第二の場合についても、屋代遺跡群⑥区の溝の様相だけではなく、少なくとも木簡の廃棄が当地域全体においてどのように行われていたのかを検証する必要があり、そのためにはやはり第一の場合と同様に木簡が機能した場の遺構および遺物の情報を得ることが重要になるものと思われる。

第三の場合についても、第二の場合と同様に、少なくとも木簡の製作・機能・廃棄などが当地域全体においてどのように変化したのかをまず検証する必要があるとともに、さらに地方における木簡のあり方そのものについて、当地域ばかりではなく他遺跡の当該時期の木簡の様相を集積した上での考察が必要であろう。

この屋代木簡における二つの時期の相異をめぐっては、上記の他にも解釈がありえるものと思われる。しかし、いずれにしても、現時点では木簡が機能した場の遺構または遺物が明らかでないという点が、検討を進めていく上で一つのいわば大きな空白として存在しており、引き続き明らかにしていかなければならない課題となっ

ている。

三 七世紀後半から八世紀初頭の特徴的な木簡

先に述べたように、屋代木簡では第五水田対応層出土の一号から九号の木簡はほぼ七世紀の木簡であると考えられる。それに続く第四水田対応層出土の10号から四五号の木簡には、七世紀末のものと八世紀初めのものが含まれており、そのすべてを層位や内容から七世紀のものと八世紀のものに分けることは難しい。そこで本稿では第五・第四両層の七世紀後半から八世紀初頭の木簡をひとまとまりとして、屋代木簡全体および他遺跡の木簡に照らし合わせつつ特徴ごとに述べていくことにする。⁽⁴⁾

(一) 干支年紀を冒頭に記す木簡

屋代木簡で干支年紀を冒頭に記すものは、次の一三号と四六号の二点である。

一三号

・「
戊戌。年八月廿日 酒人ア□荒馬□東酒人ア□□□東」
・「
。六ア□□□□□□□□□□人ア大万呂 大
酒人ア万呂」

四六号

・「乙丑年十二月十日酒人

・「他田舎人」古麻呂

一三号は「戊戌年八月廿日」から書き始めており、戊戌年は出土層位などから文武天皇二年（六九八）と考えられる。一三号が出土した木屑廃棄層のすぐ上層の木屑層からは、国符木簡の一五号が出土しており、第四水田対応層出土の木簡の年代を考える上でも貴重な木簡といえる。内容は稲の支給または収納を記した記録簡と考えられるが、記載様式が似ている地方木簡として伊場木簡三号があげられる。⁽⁵⁾

四六号は八世紀前半に埋まったとみられる第三水田対応層の湧水溝の埋め戻し土から出土した。「乙丑年十二月十日」という年月日が記され、他面には「他田舎人古麻呂」の人名が記されている。

乙丑年の候補としては天智天皇四年（六六五）または神龜二年（七二五）があげられるが、現在のところ全国的にみて八世紀以降の木簡で明確に干支年紀を記した例は見出せない。屋代木簡においても八世紀以降の年紀を記したものは、第四水田対応層から出土した四四号、第三水田対応層から出土した六二号、九〇号、九二号の四点が存在するが、いずれも（和銅）七年（七二四）、神龜二年（七二五）、養老七年（七二三）というように年号を記しており、四六号が八世紀の段階で記された木簡であるとする、その年紀の記載は特異な存在であるといわざるをえない。また、屋代遺跡群⑥区では

(二) 「御前」の文言を記す木簡

一六号

御前 尔 ☐ ☐ ☐ 布布加多

□荒□□□□□

宛先や差出人など授受關係を示す記載は読みとれないが、次にあげる藤原宮木簡や、地方木簡では七世紀第4四半期の西河原森ノ内木簡、八世紀初頭前後の小敷田木簡などにみられる「―前に申(白)す」書式の文言であると推定される。⁽⁶⁾

・卿等前恐々謹解 寵 力 □ □ □

・卿尔受給請欲止申

藤原宮木簡六一三号

藤原宮木簡六一三號

・御宮若子御前恐謹□

末□□□命坐而自知何故

西河原森ノ内木簡

十二月廿二日自^{〔京力〕}大夫^{〔以力〕}前^{〔謹力〕}白奴吾^{〔題力〕}賜^{〔題力〕}

匹尔
 寵命坐
 今日

小敷田木簡

今貴大德若子御前頓首拜白云

また、三文字目の「尔」は助詞を小さく書いたものと考えられる。助詞の「尔」を記した例は三四号にもみることができる。

二六号はこのようにいわゆる宣命体のような書式をとるが、こゝで想起されるのは「…の前に白さく…」のような文体が祝詞などの文言にもみられることである。⁽⁸⁾屋代遺跡群⑥区の溝が斎串や形代の集中がみられるような祭祀の場でもあり、二六号自体が祭祀具として廃棄されたと推定されるものであることを考え合わせると、何らかの祭祀上の文言の一部として記された可能性も考えられる。

二六号と同じ八世紀初頭前後の第四水田対応層からは、国符木簡と考えられる一五号⁽⁹⁾、郡符木簡と考えられる一六号⁽¹⁰⁾のように、大宝公式令の「符式」に則っているとみられる木簡が出土している。

これらの木簡と二六号との間の層位上の前後関係は明確ではなく、また、二六号の「御前尔」に続く文言の意味や授受関係も明確でない点などに問題があるが、いずれにしても、これらの木簡を通じて、八世紀初頭前後の当地域において、大宝令前からの古い形式といわれる書式が用いられていた可能性が考えられるとともに、一方で一五号や一六号のような大宝令の施行にともなう新しい書式が現れたことをみることができるといって貴重な事例であるといえよう。

(三) 「論語」の文言を記す木簡

屋代木簡報告書刊行以後の再調査により、三五号および四五号を「論語」に関わる文言が記された木簡として釈文を見直した。

三五号

子曰學不思

四五号

・亦樂乎人不知而不愠

三五号の文言は、「論語」為政篇にある「子曰。學而不思則罔。

思而不學則殆。」の冒頭部分六文字に比定される。ただし四文字目の「而」は、三六号では「是」と記されている。また六文字目の「思」より下の部分は、文字面が削り取られたため墨痕が残存していないと考えられる。

四五号は、左右両端に二次的なサキもしくは欠損がみられ、木簡

の下部にいくほど文字の左右の部分が失われているために判読が困難であったが、「論語」學而篇の「子曰。學而時習之。不亦說乎。有朋自遠方來。不亦樂乎。人不知。而不愠。不亦君子乎。」の傍点を施した部分の九文字に比定した。

論語の文言を記した木簡は、次にあげる藤原宮木簡をはじめ宮都で何点か出土しており、また最近発表された徳島県徳島市の観音寺遺跡でも、論語を記した六四〇年前後のものと推定される木簡が出土している。

藤原宮木簡六六二号

・子曰學而不□□

・□水明□□□

徳島県観音寺木簡

子曰學而習時不孤□乎□自明而止

いうまでもなく、「論語」は当時の官人にとつての基礎的な典籍であり、三五号、四五号はその文言の記憶、控えなどのために抜き書きした木簡であるとも考えられる。⁽¹¹⁾

屋代木簡の中でも、一五号、一六号、一一四号⁽¹²⁾など国符または郡符と考えられるような下達文書を記した木簡や、四三号⁽¹³⁾、一一五号⁽¹⁴⁾など上申文書と考えられるような木簡は、ある意味でそれらが機能した行政組織のあり方を伝える資料であるといえる。

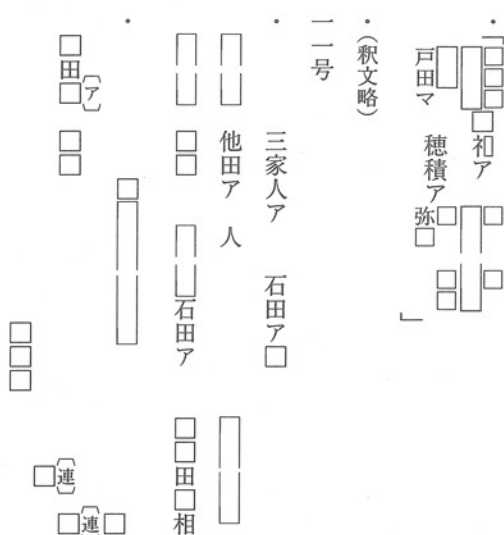
これに対して、この論語を記した三五号、四五号や、八一号⁽¹⁵⁾をは

じめ第三水田対応層から三点出土している九九算を記した木簡は、そうした行政組織の中で、書算（書計）の能力が必要不可欠なものとされていた、当時の実務に携わる官人もしくはそれに近い立場の人びとの存在をほうふつとさせるものとして非常に興味深い資料であると思われる。

(四) 歴名を記す木簡

当該時期で人名を列記した記録簡と考えられるものは、三号、一〇号、一一号、一三号の四点が存在する。この内三号と一一号は、個人名がみえず部姓のみを列記している点が注目される。

三号



同様の例としては飛鳥京木簡二七号⁽¹⁶⁾や、千葉県船橋市の印内台遺

跡出土の砥石にみられる刻書⁽¹⁷⁾などがあげられる。これらの部姓の列

記が具体的に何を意味するのか未詳であるが、個別人身賦課制が浸透し一般化する以前の政治組織・同族組織としての二面性をもつ

「氏」重視を反映した表記ではないかという指摘がなされている。⁽¹⁸⁾

一〇号は男性名と思われる人名と、「布手」、「」を列記する。

「布手」という表記は他に例がないが、布生産に従事する織布作業者と考えられ、このことから、遺跡の近辺に繊維製品に関わる工房のような場が存在したことが想定される。このような布生産のあり方は、当地域の有力首長層が伝統的に掌握してきた生産構造に基づくものである可能性が考えられる。

(五) 字体

木簡に記された文字の書風や字体に時期によって変化がみられることは、既に指摘されている点であるが、⁽¹⁹⁾屋代木簡において、そうした例の一つと考えられるものとして「部」の異体字などがあげられる。

七世紀後半から八世紀初頭の木簡では、一三号、一九号にみられるようにほとんどが「部」を「ア」形の字体で表しており、これは他の遺跡の当該時期の文字資料とほぼ共通している。これに対して第三水田対応層出土の郡郷里制下の木簡では六九号のように「マ」形のものが見られるようになる。

またその他では、三四号の「止」の字体が藤原宮木簡に多くみられる字体²⁰⁾と同様であることなども注目される。

むすびにかえて

本稿では、七世紀後半から八世紀初頭までの時期を中心に、屋代木簡の出土状況、形態、内容、書式、字体について述べてきたが、そこからは、屋代木簡においても、これまで知られている宮都や他の遺跡の木簡の様相と同様に、七世紀から八世紀への政治制度の変化に木簡のあり方が即応しているような様相をみることができる。

また、本稿では詳細な内容にはふれなかったが、郡郷里制下の時期の層位から出土する付札木簡の郡・郷・里名や個人名の記載には、戸籍や計帳に象徴される令制の個別人身支配の一端をみることができさる。

このように、屋代木簡には、他の地域にも通じる、ある意味で普遍的な状況をみることができるが、その一方で、大宝令制以前の当地域の特徴的な様相も読みとることができるように思われる。

例えば、屋代木簡には二種類のウジ名や部姓がみえ、それらはのべ五一例を数えるが、この内の約六〇パーセントにあたる三十一例は金刺舎人、他田舎人、酒人部、穴人部など金刺、他田、酒人、穴人の名称を含むウジ名・部姓である。これらはいずれも朝廷の特定の

職掌につながるいわゆる「人姓」に関わるものである。

金刺舎人と他田舎人は、それぞれ欽明天皇の磯城嶋金刺宮、敏達天皇の詔語田幸玉宮にちなむもので、信濃国では六国史などにより、金刺舎人が屋代遺跡群のある埴科をはじめ伊那、諏方、水内の各郡の郡司層、他田舎人が筑摩、小縣両郡の郡司層であったことが知られている。つまり、『延喜式』などで知られる信濃国一〇郡の内、六郡に金刺舎人または他田舎人が郡司層として存在していたということになる。したがって、金刺舎人や他田舎人は、屋代遺跡群を含む自然堤防とその後背湿地からなる当地域の有力首長層であったことは間違いないと思われる。

金刺舎人や他田舎人を称する当地域の首長層はその名の由来となった時期、すなわち六世紀以来、中央との人的あるいは物的なつながりを有してきたと考えられ、酒人部や穴人部の存在もそうした当地域と中央との関係の一端を示すものと思われる。

このような屋代木簡にみえるウジ名や部姓のあり方は、木簡が機能した場または地域において、有力首長層を中心とする伝統的な政治的・経済的支配関係が色濃く存在していたことを反映しているように思われる。

当地域の有力首長層は、おそらく七世紀後半以降、木簡に象徴されるような文書行政すなわち令制的な支配体制の受容・進展にともない、当地域においてそれらを担う地方の官人もしくはそれに近い

立場の者として位置付けられていったと考えられる。したがって、屋代木簡、特に七世紀後半から八世紀初頭の木簡の出土とその内容は、そうした当地域の伝統的な支配関係が律令体制に組み入れられつつ、新たな地方支配へと進展していったという過程の中でとらえられるべきであろう。

本稿では、このような当地域の歴史的状況を念頭に置いた分析を十分に行うことができなかったが、この点はさらに今後の課題としたい。また、本稿に与えられたテーマとは直接関わるものではないが、上述のように屋代遺跡群⑥区の周辺は一貫して当地域の一つの中心的な場であつたと考えられるにもかかわらず、⑥区では第二水田対応層の九世紀中頃の祭祀的あるいは分類不明の木簡を除いて、八世紀後半以降、木簡の出土がみられなくなることも大きな問題として残されている。この点についても当地域の歴史的状況に関わる問題として引き続き考えていきたい。

今回の木簡学会特別研究集会を一つの契機として、残された課題ともども、種々の御教示を賜れば幸甚である。

註

- (1) (財)長野県埋蔵文化財センター「長野県屋代遺跡群出土木簡」一九九六年。以下、本稿では屋代木簡報告書と略称する。また、屋代遺跡群⑥区およびそこから出土した屋代木簡についての本稿の記述は、特にことわらない限り、原則として屋代木簡報告書に基づく。

- (2) 本稿では、屋代木簡報告書の木簡番号にしたがって屋代木簡を*号と表す。また、本稿で用いる屋代木簡の積文は、屋代木簡報告書の刊行以後、木簡学会長野特別研究集会の時点までに行われた検討会による木簡の再調査に基づくものである。検討会の参加者は平川南氏を中心に、鐘江宏之、寺内隆夫、福島正樹、水沢教子、宮島義和、山口英男各氏と傳田伊史である。なお、屋代木簡報告書刊行以後の木簡の再調査に基づく積文の改定等の正式報告は、平成十一年度刊行予定の長野県埋蔵文化財センターの屋代遺跡群報告書に掲載される予定である。
- (3) 付札木簡では単体で廃棄されたものは六九号のみであり、また廃棄の際の切り折りなどの加工も一〇八号、一一〇号の二点にのみみられない。

- (4) 以下に引用する木簡の積文は、次の各書に基づく。奈良国立文化財研究所「藤原宮木簡」一、一九七八年。同「藤原宮木簡」二、一九八一年。(財)徳島県埋蔵文化財センター「観音寺遺跡出土木簡発表資料」一九九八年。「静岡県史」資料編四 古代 一九八九年。木簡学会編「日本古代木簡選」岩波書店、一九九〇年。

- (5) 伊場木簡三号
・☐年正月生十日柴江五十戸人
・☐☐☐三百卅束若^{〔後カ〕}☐☐☐
(天武十年)

- (6) 岸俊男「木簡と大宝令」(『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年、初出一九八〇年)。東野治之「木簡に現れた「某の前に申す」という形式の文書について」(『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年)。早川庄八「公式様文書と文書木簡」(『木簡研究』七、一九八五年)。

- (7) 三四号
止里☐☐☐
止里☐☐☐
止里☐☐等右一身尔
- (8) 岸俊男「宣命簡」(『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年、初

(9) 一五号

符更科郡司等

『(別巻1) 月三酒入弓ア物ア大□^{〔能〕}万呂』

(10)
一六号

・「符 余戸里長」

(11) 東野治之「論語」「千字文」と藤原宮木簡」(『正倉院文書と木簡の』)

研究」塙書房、一九七七年、初出一九七六年）。同「平城宮木簡中の「葛氏方」断簡」（『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年）。

(12)
一一四号

符 屋代郷長里正等 匠丁糧代布五段勘夫一人馬
敷席二枚 罇^(マ)升 芹^(マ)

匠丁糧代布五段（三）勘夫一人馬十二疋
 神
 □宮室造人夫又殿造人十人

□物令火急召□□者宜行出

少領

(13) 四三号

以 ☐ 人 ☐ ☐ 謂申今月十

(14) 長乃□今要用依□
一一五号

九
九
九

解
申進上東虫
「人人口」

(15) 八一号

・「九々」^{〔八十〕}
 □□^{〔八九〕}
 一七十^{〔二〕}
 □□^{〔七九〕}
 六十三
 六九五

四九卅

三九廿七 二九十八

五
九冊

九九

・「□九如□ 八々□十四 七□」

(16) 飛鳥京木簡二七号

五八冊	□□	三八	升	二八十六
-----	----	----	---	------

マ田矢田マ
財マ

□
田丈マ
丈マ
丈馬田馬

(小長)
長小谷マ

月月
「月月」

占マ
 矢作マ
 若若

(17) 船橋市遺跡調査会『千葉県船橋市印内台遺跡 第一七次発掘調査報告書』一九九六年。

全八人 大□□ア

(18) 平川南「古代における人名表記」(『国史学』一六一、一九九六年)。
(19) 東野治之「平城宮出土の木簡」(『日本古代木簡の研究』塙書房、一

九八三年、初出一九七八（八〇）年。同「藤原宮木簡の書風について」
『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年、初出一九七七年。

(20) 東野治之「漢字の伝来と受容」(『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年)。